

2021/22 年競技規則変更

競技規則変更の概要

主な変更と明確化の概要は、以下のとおりである。

複数の条に関わる変更

競技規則に関する付記（全条に関わる）－メートル法

- メートル法とヤード・ポンド法の違いによる計測差が生じた場合、メートル法によるものに基づくと明確化した。

第 4、5、12 条および VAR 実施手順－暴力的ではないが不適切な行為

- 暴力的ではないが、幾つかの不適切な行為は「攻撃的」、「侮辱的」または「下品」であり、退場に値すると考え、関係する箇所の表現を「身振り/身振りをする」から「行動/行動する」に変更した。

第 1、2 および 4 条－FIFA クオリティプログラム

- FIFA クオリティプログラムに関する情報を「VAR 実施手順」の後に加え、詳細説明を条文から外した。

各条の変更（条番号順）

第 1 条－競技のフィールド

- ゴールポストとクロスバー（また、両ゴール）は同じ形状でなければならない。
- GLT の信号は、ビデオオペレーションルーム (VOR) に送信することができる。

第 6 条－その他の審判員

- FIFA 国際ビデオ審判員 (VMO) のリストを新設した。

第 7 条－試合時間

- 試合が停止している時間のうちの「空費された」プレー時間について

第 11 条－オフサイド

- オフサイドかオンサイドかの位置を決定するために、第 12 条にある「どこまでが腕なのかの定義（脇の下の最も奥の位置）」を追加

第 12 条－ファウルと不正行為

- ハンドの反則：
 - ・ 手や腕にボールが当たったとしても、すべてが反則になる訳ではない。

- ・ 競技者の手や腕の位置は、そのときの状況における体の動きに関連して判断する。
- ・ 「味方競技者」および「得点の機会を作り出す」を、ボールが偶発的に攻撃側競技者の手や腕に触れるハンドの反則から外す。
- ・ 「トリック」を用いて競技規則の裏をかき、チームメイトから意図的にパスされたボールをゴールキーパーが手で扱う反則をゴールキックについても適用し、トリックを企てた者は警告される(YC)。
- ・ フリーキックやペナルティーキックは、反則がチームリストに記載されている者が審判員に対して反則が犯された場合のみに与えられる。

VAR 実施手順

- ・ 文書による VAR の使用承認は、FIFA からのみ求められる。
- ・ ビデオ審判員またはリプレーオペレーターが職務を開始することができなかつたり、続けることができなくなったときの状況に対応できるよう、原則を作成した。

競技規則変更の詳細

次は、2021/22 年競技規則への変更となる。各変更には、新しい/改正/追加の文章をこれまでの文章と共に示している。また、必要に応じ、変更理由を書き加えている。

複数の条文にかかわる変更

競技規則に関する付記(全条に関わる)－メートル法

その他の言語

(...)

計測

メートル法とヤード・ポンド法の違いによる計測差が生じた場合、メートル法によるものに基づくものとする。

第 4、5、12 条および VAR 実施手順－暴力的ではないが不適切な行為

暴力的ではないが、(他人に攻撃的な態度で接するなど) 幾つかの不適切な行為の形態は「攻撃的な」、「侮辱的な」または「下品な」、退場を命じる反則であると考え、関係する箇所の表現を「身振り/身振りをする」から「行動/行動する」に変更する。

第 4 条－競技者の用具

- ・ 5. スローガン、メッセージ、イメージと広告 - 競技規則の解釈

第 5 条－主審

- ・ 4. ビデオアシスタントレフェリー (VAR) - プレーが再開された後のレビュー

第 12 条－ファウルと不正行為

- 2. 間接フリーキック
- 3. 懲戒処置－得点の喜び
- 3. 懲戒処置－退場となる反則
- 3. 懲戒処置－チーム役員

VAR 実施手順

- 1. 原則
- 2. レビューの対象となる、試合結果を左右するような判定や事象
- 4. 進め方

第1、2および4条－FIFAクオリティプログラム

新しく FIFA クオリティプログラム (FQP) を説明する項目となる。FQP に関する詳細や関連基準を競技規則外にすることによって、将来 FQP の内容が変更されても競技規則を変更する必要がなくなる。これにより、次のように文章を変えた。

第1条－競技のフィールド

1. フィールドの表面

改正された文章

FIFA加盟サッカー協会の代表チームまたクラブチームの国際競技会のいずれの試合においても人工芝が用いられる場合、その表面はFIFAサッカー芝クオリティプログラム (FIFA Quality Programme for Football Turf) または国際試合基準 (~~International Match Standard~~) の要件を満たさなければならない。ただし、IFAB から特別な適用免除を受けた場合を除く。

第1条－競技のフィールド

11. ゴールラインテクノロジー (GLT)

改正された文章

GLT システムは、得点があったかどうかを検証し、主審の決定を援助するために用いることができる。

GLT を用いる場合、ゴールの枠組みの修正が認められる。修正は FIFA GLT クオリティプログラムの規定および競技規則に従って行わなければならない。GLT の使用について、各競技会規定に明記されなければならない。

(...)

GLT の要件および仕様

競技会の試合で GLT が用いられる場合、競技会主催者は、(ゴールの枠やボール内に埋め込まれた技術への変更が認められる可能性を含め)システムが次の FIFA クオリティプログラムの要件を満たしていることを確認しなければならない：

- ← FIFA クオリティプロ
- ← FIFA クオリティ
- ← ~~国際試合基準~~

独立した検査機関が ~~FIFA GLT クオリティプログラムのテストマニュアルに従って、異なる~~

~~技術提供会社のシステムの正確性および機能を検証しなければならない。GLT が用いられる場合、主審は試合前に、テストマニュアルに従ってこの技術の機能をテストする義務がある。その技術がテストマニュアルに沿って機能しない場合、主審は GLT システムを用いてはならず、この事実を各関係機関に報告しなければならない。~~

~~GLT が用いられる場合、主審は試合前にテストマニュアルに従ってこの技術の機能をテストする義務がある。~~

第 2 条—ボール

1. 品質と規格

改正された文章

~~FIFA や各大陸連盟の主催下で行われる公式競技会の試合で使用されるすべてのボールは、次のいずれかをつけていなければならない。—FIFA クオリティプログラムのボールのための要件を満たし、そのマークのいずれかをつけていなければならない。~~

~~各マークは、(...) IFAB によって承認されたものでなければならない、テストを行う検査機関は、FIFA によって承認される。~~

~~ゴールラインテクノロジー (GLT) を用いる場合、このテクノロジーを導入したボールには上記の品質を示すロゴのうちいずれかが付けられていなければならない。~~

第 4 条—競技者の用具

4. その他の用具

電子的パフォーマンス・トラッキングシステム (EPTS)

改正された文章

~~(...) ウェアラブル技術 (WT) が用いられる場合、競技会主催者は、競技者が着用する機器が危険でないものであり、IMS (国際試合標準) か FIFA 品質基準のいずれかに FIFA クオリティプログラムのウェアブル EPTS 要件を満たしたものとさせなければならない。~~

~~テストを行う検査機関は FIFA によって承認される必要がある。~~

~~(...)~~

~~EPTS のための FIFA クオリティプログラムは、競技会主催者が (...) 援助する。ため、プロフェッショナル基準が FIFA により構築され、IFAB により承認されている。~~

~~次のマークは、(ウェアラブル、または光学式) EPTS がサッカーの試合において的確かつ確実な位置データに関する要件について正式にテストが行われたことを示している。~~

各条の変更 (条番号順)

第 1 条—競技のフィールド

10. ゴール

改正された文章

ゴールは、(…)。ゴールポストとクロスバーは、承認された材質でできてなければならない、また、その形は正方形、長方形、円形、楕円形、またはこれらの組み合わせのいずれかでなければならない、危険なものであってはならない。両ゴールのゴールポストとクロスバーは同じ形状でなければならない。その形状は、正方形、長方形、円形、楕円形、またはこれらの混成のいずれかでなければならない。

FIFA、大陸連盟の主催で開催される公式競技会で使用されるすべてのゴールは、サッカーゴールのための FIFA クオリティプログラムの要件を満たすことが推奨される。

解説

- ゴールポストとクロスバーは、同じ形状でなければならず、両ゴールともに同じでなければならない。
- サッカーゴールのための FIFA クオリティプログラムについて追加された。

第 1 条—競技のフィールド

11. ゴールラインテクノロジー (GLT)

改正された文章

GLT の基本原則

得点があったかどうかは自動的に GLT システムによって瞬時に確認され、1 秒以内に（主審の時計に、振動および視覚的シグナルにより）審判員のみには知らされなければならないが、ビデオオペレーションルーム (VOR) にも送信することができる。

解説

VAR が使われる場合、GLT の信号をビデオオペレーションルーム (VOR) に送信することができるようにする。

第 6 条 - その他の審判員

改正された文章

ビデオアシスタントレフェリー (VAR) とアシスタント VAR (AVAR) は「ビデオ」審判員 (VMO) であり、競技規則および IFAB が決定した VAR 実施手順に基づき、主審を援助する。

解説

FIFA 国際ビデオ審判員 (VMO) のリストを新設した。

第 7 条—試合時間

3. 空費された時間の追加

改正された文章

主審は、以下のように前半、後半に空費されたすべてのプレーイングタイム（プレーのための時間）を追加する(…)

解説

例えば試合終了間際、プレーイングタイム（プレーのための時間）が残りの試合時間より長

く停止された場合、(第4の審判員によって表示される)「アディショナルタイム」は残っているプレーのための時間であって、停止されていた時間のすべてを追加するものではないことを明確にする。

第11条ーオフサイド

1. オフサイドポジション

文章の追加

ゴールキーパーを含むすべての競技者の手および腕は、含まれない。オフサイドの反則を判定するにあたり、腕の上限は脇の下の最も奥の位置までのところとする。

解説

ハンドの反則を判定するにあたり、肩は腕の一部ではないとした。これにより、胴体の一部である肩を用いて得点することは認められることから、(どこまでが腕なのかの基準は)オフサイドかどうかの判断にも考慮されなければならない。

第12条ーファウルと不正行為

1. 直接フリーキック

文章の追加

競技者が次の反則のいずれかを犯した場合、直接フリーキックが与えられる：

- (...)
- チームリストに記載されている者または審判員をかむ、もしくは、これらに向かってつばを吐く

解説

フリーキックやペナルティーキックは、チームリストに記載されている者(競技者、交代要員、交代して退いた競技者およびチーム役員)または審判員に対して反則が犯された場合のみに与えられる。

第12条ーファウルと不正行為

直接フリーキッカーボールを手または腕で扱う

これまでの文章(削除した部分を示す)

(...)

競技者が次のことを行った場合、反則となる。

- 手や腕をボールの方向に動かす場合を含め、手や腕を用いて意図的にボールに触れる
- ゴールキーパーを含め、偶発的であっても、手や腕から相手チームのゴールに直接得点する
- 偶発的であっても、ボールが自分や味方競技者の手や腕に触れた直後に
 - ・ 相手競技者のゴールに得点する
 - 得点の機会を作り出す
- ~~次のように手や腕でボールに触れたとき~~
 - 手や腕を用いて競技者の体を不自然に大きくした。

~~— 競技者の手や腕が肩の位置以上の高さにある（競技者が意図的にボールをプレーしたのち、ボールがその競技者の手や腕に触れた場合を除く）。—~~

~~これらの反則の範囲は、ボールが近くにいる別の競技者の頭または体（足を含む）から競技者の手や腕に直接触れた場合でも適用される。~~

~~これらの反則の範囲を除き、次のようにボールが競技者の手や腕に触れた場合は、反則ではない：~~

- ~~● 競技者自身の頭または体（足を含む）から直接触れる。~~
- ~~● 近くにいた別の競技者の頭または体（足を含む）から直接触れる。~~
- ~~● 手や腕は体の近くにあるが、手や腕を用いて競技者の体を不自然に大きくしていない~~
- ~~● 競技者が倒れ、体を支えるための手や腕が体と地面の間にある。ただし、体から横または縦方向に伸ばされていない。~~

新しい文章

(...)

競技者の手や腕にボールが触れることのすべてが、反則にはならない。

競技者が次のことを行った場合、反則となる：

- 例えば手や腕をボールの方向に動かし、手や腕で意図的にボールに触れる。
- 手や腕で体を不自然に大きくして、手や腕でボールに触れる。手や腕の位置が、その状況における競技者の体の動きによるものではなく、また、競技者の体の動きから正当ではないと判断された場合、競技者は不自然に体を大きくしたとみなされる。競技者の手や腕がそのような位置にあったならば、手や腕にボールが当たりハンドの反則で罰せられるリスクがある。
- 相手チームのゴールに：
 - ・ 偶発的であっても、ゴールキーパーを含め、自分の手や腕から直接
 - ・ 偶発的であっても、ボールが自分の手や腕に触れた直後に
得点する。

解説

- 競技者の手や腕とボール間で接触があったとしても、そのすべてが反則になる訳ではない。
- 主審は、その状況において競技者のプレーと関連して手や腕の位置が妥当なのかどうかを判断しなければならない。
- 偶発的にボールが手や腕に当たり得点の機会が作りだされただけであったり（当たった直後に得点するのではなく）、偶発的に味方競技者の手や腕に当たって来たボールを得点することは、反則としないこととした。

<日本協会の解説>

ハンドの反則は、2019/20年競技規則の改正で、「意図のあるハンド」に加えて「偶発的にボールが手や腕に触れた場合のハンド」の考え方が示された。しかしながら、依然として判定に一貫性が保たれておらず、また、手や腕にボールが当たっただけでハンドの反則とすることが散見されたことから、本年のIFAB年次総会において、手や腕にボールが触れたとしても必ずしも反則になる訳ではないことがあらためて確認された。そして、「1. 手や腕の位置が体を大きくしているとみなされる場合」、「2. 攻撃側競技者の手や腕にボールが当たった場合」の考え方が次のように整理された。

1. 手や腕の位置が体を大きくしているとみなされる場合

それぞれの状況において、競技者がプレーなどの一貫として体を動かした結果、手や腕がその位置にあることが妥当（受け入れられる、理解ができる、そうなるだろうと考えられる）であるならば、手や腕で体を大きくしたとはみなさない。その位置にあることが妥当ではない場合、その手や腕にボールが当たったならば、ハンドの反則となる。

例えば、次のような場合は、手や腕の位置が妥当であると考えられる。

- ・ 体から離れているが、至近距離から、または体の後方など予測できないところからボールが来て、当たることが避けられない位置にある
- ・ 肩より高いが、体のバランスを取るための位置にある、またはボールが顔に当たるのを防ぐため、顔を覆う位置にある
- ・ 競技者自身がけったりヘディングしたボールが、そのまま当たる位置にある

手や腕が体を大きくしているとみなされる位置にあったならば、競技者は、手や腕にボールが当たりハンドの反則で罰せられるリスクがあることに留意する必要がある。また、主審や副審は、それぞれの状況において、競技者のプレーや動きと手や腕の位置の関連性について（妥当な位置なのかどうか）より注意を払って見極め、判定していかなければならない。

2. 攻撃側競技者の手や腕にボールが当たった場合

手や腕に当たって直接ゴールに入ったり、ボールが競技者自身の手や腕に触れた「直後に」得点したとなった場合のみハンドの反則となる。

- ・ ボールがゴールに入らずゴールラインを越えたならばゴールキックやコーナーキックとなり、ゴールラインを越えなかったらそのままプレーが続けられる。
- ・ 偶発的にボールが手や腕に触れた後、味方競技者が得点した場合、ハンドの反則にはならず、得点が認められる。
- ・ ボールが手や腕に当たった直後にシュートするような状況にならず「得点の機会」のみが作り出されただけではハンドの反則とはならず、その「得点の機会」を用いてプレーした結果、その後得点した場合は得点が認められる。

第 12 条ーファウルと不正行為

2. 間接フリーキック

文章の追加

競技者が次のことを行った場合、間接フリーキックが与えられる：

- (...)
 - (フリーキックやゴールキックのときも含め) ゴールキーパーが手でボールに触れる触れないにかかわらず、競技規則の裏をかいて、頭、胸、膝などを用いボールがゴールキーパーにパスできるよう、意図的なトリックを企てる。ゴールキーパーが意図的なトリックを企てていたならば、ゴールキーパーが罰せられる。
 - その他の反則を犯す。(…)
- (…)

3. 懲戒措置ー反スポーツ的行為に対する警告

改正された文章

競技者が反スポーツ的行為で警告されなければならない状況は、様々である。

例えば：

- (...)
- (フリーキックやゴールキックのときも含め) ゴールキーパーが手でボールに触れる触れないにかかわらず、競技規則の裏をかいて、頭、胸、膝などを用いボールがゴールキーパーにパスできるようボールをパスする、意図的なトリックを企てる用いる。ゴールキーパーが意図的なトリックを企てていたならば、ゴールキーパーが罰せられる。

解説

味方競技者が意図的にキックしたボールをゴールキーパーが手で扱うのを防ぐために規則を設けている。この規則の裏をかき「トリック」を用いることは反則であるが、これをゴールキックにも適用することとした。これにより、「トリック」を企てる行為には競技者に加えてゴールキーパーも含まれることになり、ゴールキーパーが「トリック」を企てたとしたならば、ゴールキーパーも警告される。

第 12 条ーファウルと不正行為

4. ファウルや不正行為の後のプレーの再開

改正された文章

ボールがインプレー中、競技者が競技のフィールド内で体を用いた反則を犯した場合：

- 相手競技者に対する反則の場合ー間接フリーキック、直接フリーキック、またはペナルティーキック
- 味方競技者、交代要員、交代して退いた競技者、退場となった競技者、チーム役員または審判員に対する反則の場合ー直接フリーキックまたはペナルティーキック
- ~~その他の者に対する反則の場合ードロップボール~~

言葉による反則はすべて、間接フリーキックとなる。

競技のフィールドの内外にかかわらず競技者が外的要因に対して反則を犯し、主審がプレーを停止したならば、主審の承認なく競技のフィールドから離れたことでフリーキックが与えられた場合を除き、プレーはドロップボールで再開される。

解説

フリーキックやペナルティーキックは、反則がチームリストにある者(競技者、交代要員、交代して退いた競技者、退場を命じられた競技者およびチーム役員)または審判員に対して反則が犯された場合のみに与えられる。その他の者、動物、物など(外的要因)に関連した事象があつてプレーが停止されたならば、プレーはドロップボールで再開される。ただし、競技者が主審の承認を得ずに競技のフィールドから離れて外的要因に反則を犯した場合は、間接フリーキックでプレーが再開されることになる。

ビデオアシスタントレフェリー (VAR) の実施手順

改正された文章

ビデオアシスタントレフェリー (VAR) は、試合や大会の主催者が VAR ハンドブックに記載された VAR 手順および実施 FIFA の VAR 実施支援・承認プログラム (IAAP) 文書 に示される IAAP の全要件を満たし、IFAB および FIFA から文書による承認を得た場合にのみ、使用が認められる。

解説

VAR を使用するための文書による承認は、FIFA からのみ必要である。

ビデオアシスタントレフェリー (VAR) の実施手順

4. 進め方

文章の追加

VAR、AVAR またはリプレーオペレーターが職務を遂行できなくなった場合

第 6 条—その他の審判員は、「競技会規定は、審判員がその職務を開始または続行することができない場合、誰が審判員と交代するのか、また、これに伴う交代について明確にしなければならぬ」と規定している。この規定は、VAR が使われる試合において、リプレーオペレーターにも適用される。

ビデオ審判員 (VMO) およびリプレーオペレーターになるためには特別なトレーニングと資格取得が必要であることから、次の原則を大会規定に書き入れなければならない：

- VAR、AVAR またはリプレーオペレーターが職務を開始または続行できなくなった場合、その職務の有資格者のみがこれらに代わることができる。
- VAR またはリプレーオペレーターに代わる有資格者が見つからない場合、* 試合は VAR 無しで開始する、または続けられなければならない。
- AVAR に代わる有資格者が見つからない場合、* 試合は VAR 無しで行うまたは続けられなければならない。ただし、両チームが文書をもって、特別な状況下では VAR とリプレーオペレーターのみで開始する、または続けることができると合意した場合を除く。

*これは、2人以上の AVAR やリプレーオペレーターがいる場合、適用しない。

解説

競技会は、試合前また試合中にビデオ審判員 (VMO) またはリプレーオペレーターが職務を遂行できなくなった場合に備え、競技会規定に原則として書き入れなければならない。

語彙集—サッカー用語

攻撃的、侮辱的または下品な発言や行動

(Offensive, insulting or abusive language/action(s))

下品な、他人を傷つける無礼な言動または行動で、退場(レッドカード)の対象となる。

語彙集—審判用語

「ビデオ」審判員 (VMO)

VAR および AVAR は、競技規則および VAR 実施手順に基づき、主審を援助する審判員である。